

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

55期(2001/平成13年)

司法修習で得た貴重な経験とアドバイス

会員 大橋 君平 (55期)

司法修習で経験したことは、私の法律家としての原点となった。

実務修習地は東京で、最初の刑裁修習で同じ部に配属された修習生4名で意気投合し、終始行動を共にした。よい仲間に恵まれた。

刑裁での模擬裁判をよく覚えている。2件の殺人未遂で起訴された事件で裁判長役を務め、1件につき殺意を否定して正当防衛として無罪、もう1件につき過剰防衛として、執行猶予を付した。批判を受けるかと思ったが、指導担当裁判官は「実に気の毒な被告人で、説得的な判決だ。ただ、君平君、判決は厳粛なものだ。そんなに嬉しそうに宣告してはいけない」と講評して下さった。自分の考えで判決するのは勇気と配慮が要ると感じた。

刑裁の部長は、常々「裁判官の独立」を強調して、自分の判決が破棄されても上級審の考えが間違っていると思うのでなければならぬと語っておられた。修習生が意見を述べると、次の開廷時刻ギリギリまで指導して下さったが、法廷を傍聴しても質問が出ないと、ハッキリと強い不満を示された。修習生だけでなく、書記官や事務官にも気を配り、事件処理の傍ら論文も執筆しておられるかと思うと、お酒もよく飲まれる豪快な方だった。訴訟指揮も判断も厳しかったが、裁判官室ではいつも被告人が何を考えているのかを気にかけておられ、控訴率が低いのもうなずけた。

修習後、弁護士として私が担当したある刑事事件で、部長は控訴審の裁判長として私の無罪主張を退けた。部長は私の顔をじっと見つめつつ判決宣告されたが、私の主張は間違いだと確信されたに違いなかった。この

上なく残念なことに、部長は判決宣告後まもなく退官され、数か月後に亡くなられた。もちろん、私は部長の判断は間違いだと思っている。

民裁の部長は、常に訴状と答弁書を徹底的に検討して、当事者が指摘していない判例等まで調べ尽くし、初期段階で確度の高い見通しを示された。本人訴訟では、第1回口頭弁論期日に職権で本人尋問を採用・実施する手法を何度か見せていただいたが、本人作成の書面を含め記録を徹底的に検討した上でのことだと修習生にも理解できた。「裁判所の考えを的確に示せば、後は当事者が協議して、和解を含めしかるべき結論に行き着くだけだ」とのことで、修習生は、弁論準備手続は傍聴せず、訴状と答弁書の検討に時間を割いた。私には難しい課題だったが、限られた資料からも調査次第で多くを読み取れることを学ぶ機会を得たのは貴重な経験であった。

他にも、弁護修習で倒産事件の現場を見せていただいたこと、知財訴訟の準備書面を起案したこと、検察修習で涙を流して土下座して反省の態度を見せた被疑者の処分を議論したこと、すり検挙見学の際に刑事さんに「いい目つきをしている、我が社に来ないか」と冗談で誘われたことなど、何もかもが新鮮だった。

修習の最後に、検察教官から「単純で容易な事件のようでも、当事者には一大事だということを忘れるな」と、民弁教官から「事件処理に最低限必要な調査ですませることなく、幅広く知識を得ることを心掛けよ、5年で取り返しのつかない差になる」と、アドバイスを頂いた。実際にどこまで実践できたか心もとないが、この2つを心掛けることを誓って修習を終えた。